## 群馬県

## 農薬以外の各殺虫剤(非登録製剤中有効成分)の使用目的別使用量 (平成27年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル			3.9E-1	4.7E+1	47.6
64	エトフェンプロックス		2.5E+1	1.3E+1	5.4E+1	92.5
117	テブコナゾール				3.2E+1	31.6
139	トラロメトリン			9.1E+0	1.4E+0	10.5
140	フェンプロパトリン			1.8E+1		17.9
153	テトラメトリン	2.8E+2	1.2E+1	1.0E+2		393.5
181	ジクロロベンゼン	3.0E+2	5.9E+2			889.9
225	トリクロルホン					
248	ダイアジノン	5.9E-1	7.8E+0			8.4
251	フェニトロチオン		4.1E+2	8.6E+0		413.9
252	フェンチオン	2.8E+1	9.6E+1			124.1
256	デカン酸				6.6E+0	6.6
350	ペルメトリン	9.9E+0	3.9E+1	1.8E+1	9.2E+1	158.9
405	ほう素化合物			5.1E+0	9.2E-1	6.0
427	カルバリル			1.9E+2		186.6
428	フェノブカルブ			1.5E+2	2.3E+2	381.1
457	ジクロルボス	1.5E+2	9.6E+2			1,109.9
	合 計	7.6E+2	2.1E+3	5.1E+2	4.6E+2	3,879.0

注)農薬登録製剤中の有効成分については、「各農薬(登録製剤中有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

著作権:エコケミストリー研究会 / (有)環境資源システム総合研究所

注)衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫 不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等